

第2章 就労支援

働き盛りの年代に発症することが多い若年性認知症は、業務の遂行能力がしだいに低下して、やがては仕事を続けることが困難となります。仕事が継続できなければ、経済的な問題など家族も含めて生活に大きな影響を及ぼします。

まずは仕事が続けられるように職場の理解を得ることが不可欠であり、職場と話し合っていくことが必要と考えます。

1. 現在の職場でいつまで働くことができるか、配置転換などの対応を望めるのか、職場の状況を把握する
2. 利用できる福利厚生があるのか確認をする。

また、なるべく生活スタイルを変えないようにすることが望ましいと考えるので、家族の判断で退職せず、地域包括支援センターや市町の窓口で、退職時期や退職後の生活について相談することが大切です。

本人の就労に関しては、現在、様々な支援策がありますので、本人の状況に合ったものを提案してください。

1. ハローワーク（障害者就労支援）

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、障がいの態様や適性、希望職種に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。

（1）各種支援対策

- ・公共職業訓練のあっせん
- ・トライアル雇用
- ・ジョブコーチ
- ・職業面接会の開催

（2）障がい者向け求人の確保

障がい者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから、障がい者に適したものについて、障がい者求人への転換を進め、求人の確保に努めています。

（3）関係機関との連携

- ・三重障害者職業センターによる、専門的な職業リハビリテーション（職業カウンセリング）
- ・（※注1）障害者職業・生活支援センターでの生活面を含めた支援の紹介
（的確な職業紹介を行うとともに、より専門的な支援が必要な場合）



（4）窓口

最寄のハローワーク

(※注1)

障害者就業・生活支援センターとは

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一時的な支援を行います。

職業面での支援

・就業に関する支援

就職に向けた相談支援

就職に向けた準備支援（職場実習又は職業準備訓練の斡旋）

・就職活動の支援（ハローワークへの動向等）

・障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業に対する助言

・関係機関との連携調整

生活面での支援

日常生活・地域生活に関する支援・・・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理

2. 三重障害者職業センター

支援対象及び雇用事業主に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもとで、就職のための相談から職業生活全般にわたる支援を行っています。

(5) 雇用促進支援・雇用継続支援

(ア) 職業評価 → 就職の希望等を把握し、職業能力等を評価を基に支援計画を策定し
支援計画に基づいて職業準備等が行われます。

(イ) 職業指導 → 就職活動を円滑に行えるように、適切な職業選択をし、職場で安定して
働き続けられるように相談・助言をします。

(ウ) 職業準備支援 → センター内での作業支援

- ・早期就職支援
- ・ジョブコーチなどの移行支援

職業準備講習カリキュラム

精神障害者自立支援カリキュラム

条件

- ① 支援対象者が、企業での就職又は就労の継続に向けて、センターの支援を受けることに同意していること。
- ② 職場復帰、企業での就職又は継続に向けて活動を行うこと。
センターの支援を受けていること。※医師が認めている
- ③ 雇用事業主が、職場又は雇用継続のため取り組みを行うことが見込めること。
※職場復帰・雇用継続支援の場合のみ

※精神障害者保健福祉手帳や医師の診断書により、精神疾患を有していることが確認できれば、手帳がなくても利用可能となります。

(6) 医師等の連携のもとでの支援

障害者職業カウンセラーが、主治医、雇用事業所の産業医、その他医療関係者と随時連絡・調整を行うなど、連携を密にしながら支援を行います。

(7) 支援を受けるための費用

支援対象者・雇用事業主にたいする支援は無料です。

三重障害者職業センター

住所 〒514-0002

三重県津市島崎町 327-1

TEL 059-224-4726 F A X 059-224-4707

メール mie-ctr@jeed.or.jp

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

三重支部 三重障害者職業センター

○当センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、その他関係機関との密接な連携のもと、障害のある方や事業主等に対して各種雇用支援を行なっています。

○障害の種別や障害者手帳の取得の有無に関わらず、ご利用いただけます。

○精神疾患等で通院をしている場合は、就職や復職に向けた具体的な取り組みを行なうことについて、主治医が了解しているかの確認が必要です。

○利用にあたって、料金はかかりません。

○利用を希望される方は当センターまでお電話ください。ご家族からお問い合わせいただいても結構です。なお、来所での相談は予約制となっております。

【障害のある方への支援】

(1) 職業相談・職業評価

面談や各種検査（心理検査、作業検査等）によって就職（復職）に対するご本人の希望、障害や病気の特性、就職への準備性等を把握し、よりよい就職活動や復職の進め方について助言や提案、情報提供等を行ないます。

(2) 職業準備支援

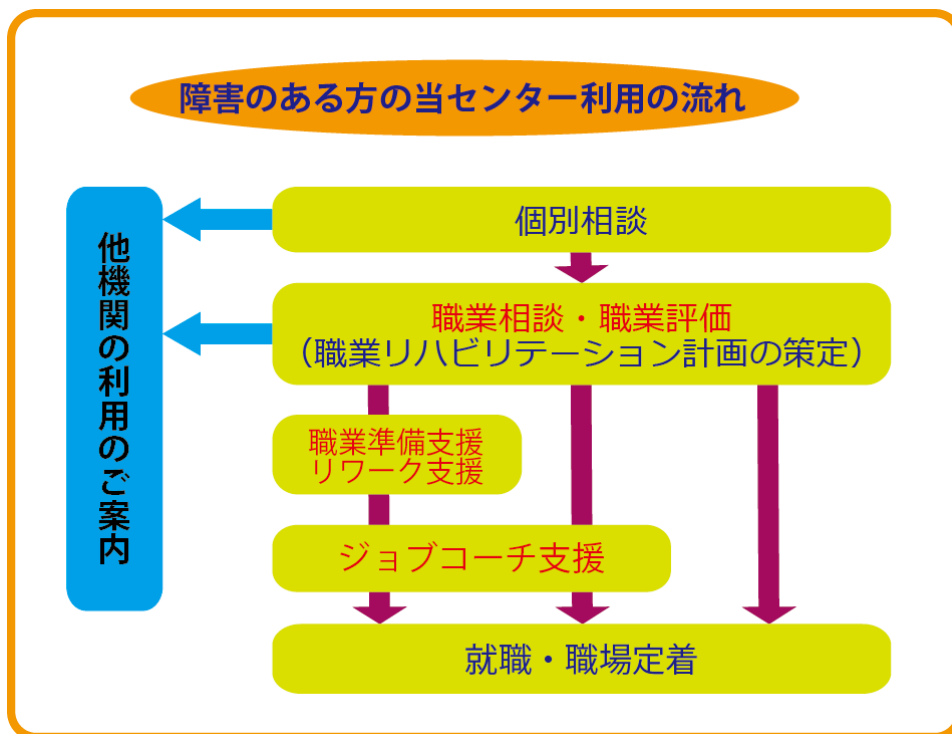
作業や講座・個別面談等の各種プログラムの受講を通じて、就職や職場に適応していくための課題を整理したり、それらの改善を図りながら、安定して仕事を続けるための必要な知識や能力を身に付けられるよう支援を行ないます。また、働く上での自分自身の特性について理解を深めたり、自分に合った働き方を考えていくことができます。

(3) ジョブコーチ支援

就職や職場への適応に心配がある場合に一定期間、職場へジョブコーチ（職場適応援助者）が出向き、スムーズに職場へ定着できるよう障害のある方と事業主（上司、同僚等）の双方に支援を行ないます。「仕事が上手く出来ない」といったことだけでなく、「コミュニケーションが上手く取れない」、「ストレスを抱えやすい」等といったことにも相談にのりながら、長く安定して働けるように必要なアドバイス等を行ないます。

(4) 職場復帰支援（リワーク支援）

うつ病等の精神疾患により休職している方を対象として、作業や講座、個別面談等の各種プログラムを通じて復職に向けた課題を整理したり、それらの改善を図っていきながらスムーズに復職できるよう支援を行います。これらの支援は事業主や主治医の同意を得て行ないます。



【事業主への支援】

○障害者雇用に関する各種相談や助言、援助等を行ないます。

・当センターでは、事業主の方々から次のような様々な相談が寄せられており、職業リハビリテーション専門機関の立場から雇用管理に関する助言その他の支援を行なっています。

□障害者を雇用しようと思っているが、職場にとけ込めるか、仕事がきちんとできるか心配である。

□当社で障害者雇用を進める場合、どのような仕事を用意すれば良いかわからない。

□障害を受け、リハビリ中の従業員が復職することになっているが、どのような点に配慮すればよいか教えてほしい。

□仕事をどのように教えたらよいかとまどっている。

□障害の特性に合わせて作業工程を変えたいと思っているが、どのようにすればよいかわからない。

□休みがちな障害者がいるが、原因がわからず困っている。

□長く勤務している障害者の作業量が、最近落ちてきたがどのように指導すべきかわからない。

◆お問い合わせ

三重障害者職業センター

住所 〒514-0002 津市島崎町 327-1 (ハローワーク津 3階) ※津駅から徒歩 20分

電話 059-224-4726

FAX 059-224-4707

Mail mie-ctr@jeed.or.jp

利用交通機関 津駅東口より、3番乗り場にて、イオン津行きバスに乗車。

「イオン津」にて下車し、徒歩 5分



3. 就労継続支援事業 A 型（雇用型）

利用開始時、65 歳未満で特別支援学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指す事業です。

(8) 内容

①通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般の就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援

②利用期間の制限なし

(2) 条件

(※注 2)

①就労移行支援事業を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった者

②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったか、企業などの雇用に結びつかなかった者

③企業等を離職した者等、就労経験がある者で、現に雇用がない者

(3) 窓口

市町障がい福祉担当課



(※注2)

就労移行支援事業とは

一般企業等への就労を希望する人（65歳未満の障がい者）に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象者

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のような例が挙げられます。

（就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の者）

4. 就労継続支援事業B型（非雇用型）

一般企業就労が難しい方等を対象に、雇用契約は結ばずに仕事をする事で、働く場を提供するとともに、社会的自立を目指したい方が、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

(9) 内容

- ①活動は事業所内での様々な軽作業・清掃作業・ポスティング・パン作り等の作業を行います。事業所によって短時間からの利用も可能であり、利用される方個別に活動内容を検討し支援を行います。
- ②利用期間の制限なし

(2) 条件

- ① 企業等や就労継続支援事業A型（雇用型）での就労経験がある者で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業又は就労継続支援事業A型（雇用型）の雇用に結びつかなかった者
- ③ 1・2に該当しない者であり、50歳に達している者、又は試行雇用の結果、企業等の雇用、就労継続支援事業A型（雇用型）の利用が困難と判断された者

(3) 窓口

市町障がい福祉担当課

